

社会福祉 あきた

号外

2017.3.3



【写真】

「除雪ボランティア活動の様子(秋田市)」

P2 『ひとり親世帯等の子育てに関する
アンケート調査』の概要について

P5 4月から教育支援資金(教育支援費)の運用が
一部変わります



ふれあいネットワーク

社会福祉
法人 秋田県社会福祉協議会
<http://www.akitakenshakyō.or.jp>

『ひとり親世帯等の子育てに関するアンケート調査』の概要について

秋田県健康福祉部福祉政策課

秋田県では、平成27年度に「秋田県子ども貧困対策推進計画」を策定し、各市町村とともに、子どもの将来が生まれ育った環境に左右されることのない社会の実現に向けて対策を進めています。

その中で、経済基盤が比較的脆弱とされるひとり親世帯等について、各世帯の収入や子どもの生活、子育てに関する事項を把握し、効果的な「子どもの貧困対策」の策定に資することを目的に、今年度アンケート調査を実施しました。

調査方法及び回答状況

【調査対象】

ひとり親世帯等11,697世帯（ひとり親以外の生活保護受給中の子育て世帯106世帯を含む）

【調査期間】

平成28年6月から8月まで
（集計対象は10月末日までの回答）

【回答状況】

回答世帯数4,323世帯

回答率37.0%

※収入別集計対象世帯数は、収入未記載等により、統計的处理が不能な回答を除く3,817世帯。

※貧困線（平成24年等価可処分所得122万円）未満の世帯を「貧困世帯」、貧困線以上の世帯を「非貧困世帯」として分析。

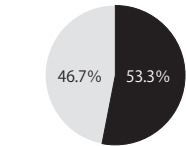
調査結果の概要

1 世帯の収入について

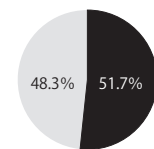
① 貧困世帯の状況

貧困世帯は49.9%、非貧困世帯は50.1%であり、ほぼ半数が貧困世帯となっています。また、貧困世帯に属する方は53.3%、非貧困世帯に属する方は46.7%、高校生等以下の子どものうち、貧困世帯に属する子どもは51.7%、非貧困世帯に属する子どもは48.3%となっています。

世帯員 (12,639)

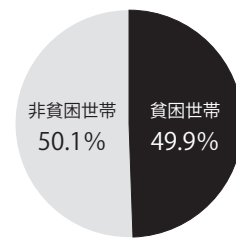


高校生等以下の子ども (5,258)



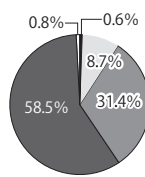
● 貧困世帯の状況 [1-①]

集計対象世帯 (n=3,817)

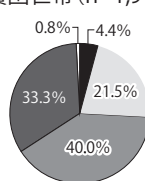


● 収入に対する実感 [1-②]

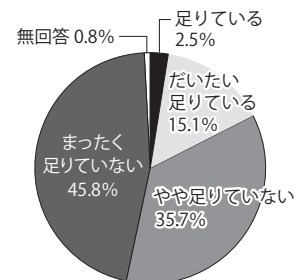
貧困世帯 (n=1,905)



貧困世帯 (n=1,912)



集計対象世帯 (n=3,817)



② 収入に対する実感

収入について「足りている、だいたい足りている」と答えた世帯は17.6%、「やや足りていない、まったく足りていない」と答えた世帯は

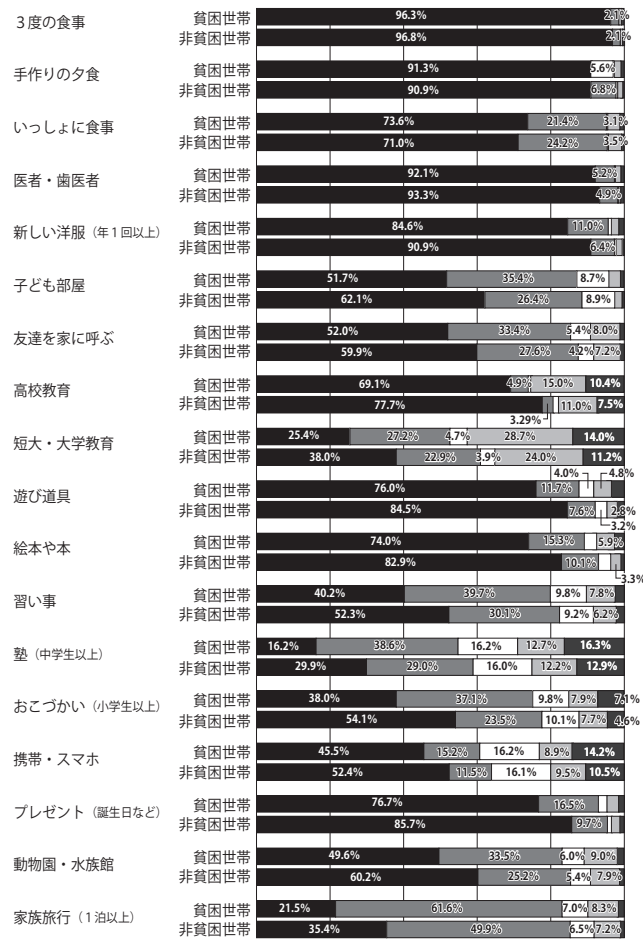
たく足りていない」と答えた世帯は81.6%となっています。また、「足りている、だいたい足りている」と答えた世帯は、貧困世帯では9.3%、非貧困世帯では25.9%となっています。

2 子どもの生活に関する事項について 社会の中で期待される一定水準の生活に必要なとされるいくつかの項目について、次の質問区分で調査しました。

「与えている」
与えている（与えていた、与えるつもり）
「与えられていない」
与えたいが、家庭の事情で与えられていない
「与えていない」
必要だと思わないので、与えていない（与えていなかった、与えないつもり）
「どれも言えない」
どれも言えない

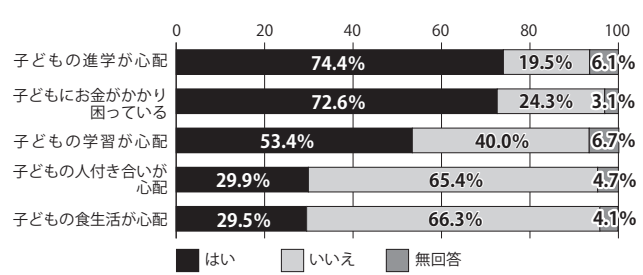
貧困世帯と非貧困世帯の「与えている」と回答した割合を比較すると、「適切な額のおこづかい（小学生以上）」で16.1ポイント、「1泊以上の家族旅行に行くこと（年1回程度）」で13.9ポイント、「塾（中学生以上）」で13.7ポイント、「短大・

●子どもに与えている（実現できている）こと〔2〕

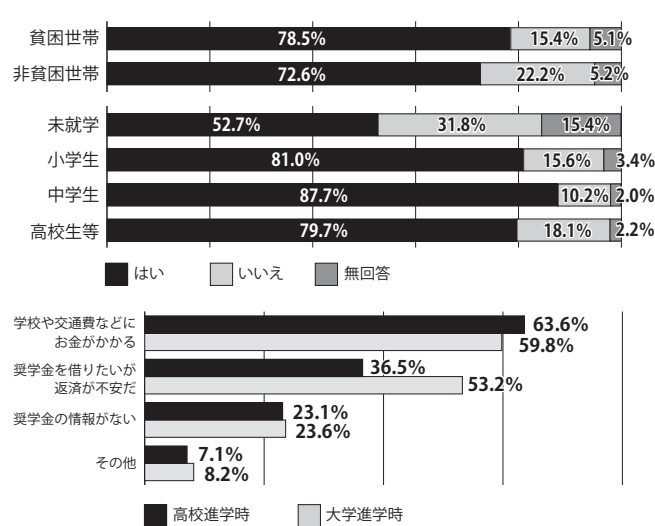


■ 与えている □ 与えられていない □ 与えていない □ どれも言えない □ 無回答

●子育てに関する心配ごと・困りごと〔3〕



「子どもの進学が心配ですか？」〔3-①〕



3 子育てに関する事項について
 子育てに関する心配ごとや困りごととの有無について回答を求め、「は

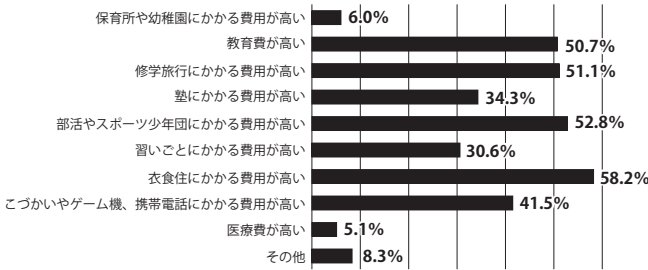
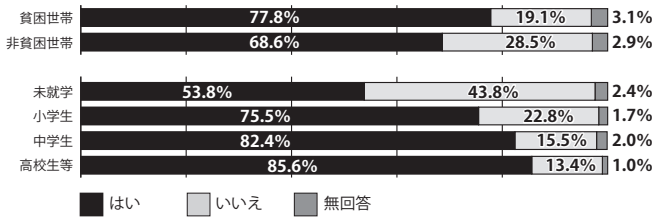
大学までの教育」で12・6ポイント、「悪い事」で12・1ポイントとそれぞれ貧困世帯で低くなっています。一方、「3度の食事」や「手作りの夕食（少なくとも1品）」、「いっしょに食事をとること（朝食と夕食いずれも）」、「医者・歯医者に行くこと（具合が悪い時に）」といった、食や医療に関する項目では大きな差はありませんでした。

い」と回答した項目は、その内容を伺っています。全世帯のうち、子どもの進学を心配している世帯が74・4%、子どもにお金がかかり困っている世帯が72・6%、子どもの学習を心配している世帯が53・4%、子どもの人づき合いを心配している世帯が29・9%、子どもの食生活を心配している世帯が29・5%となっており（複数回答）、子どもの学習面での心配や子どもにお金がかかることに困っている世帯が多いことがわかります。

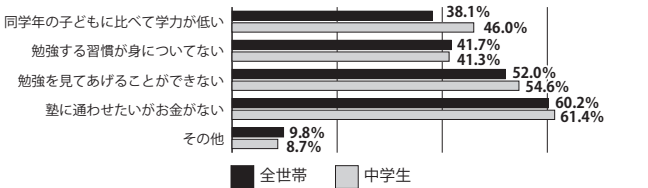
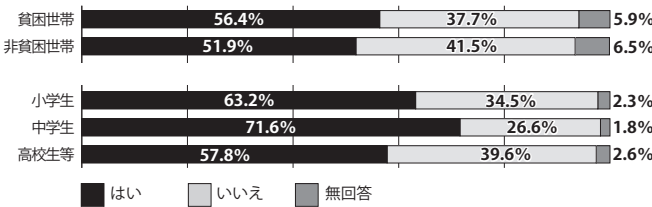
①子どもの進学に関する心配ごと
 「はい」と答えた世帯は、貧困世帯では78・5%、非貧困世帯では72・6%と、いずれも7割を超えています。内訳は、「中学生がいる世帯」（87・7%）が最も多く、次いで「小学生がいる世帯」（81・0%）、「高校生等がいる世帯」（79・7%）、「未就学児がいる世帯」（52・7%）となっています。

②子どもに要する経費に関する困りごと
 「はい」と答えた世帯は、貧困世帯では77・8%、非貧困世帯では68・6%となっています。内訳は、「未就学児がいる世帯」（53・8%）が最も少なく、子どもの年齢が上がるにつれて上昇し、「高校生等がいる世帯」（85・6%）が最も多くなっています。

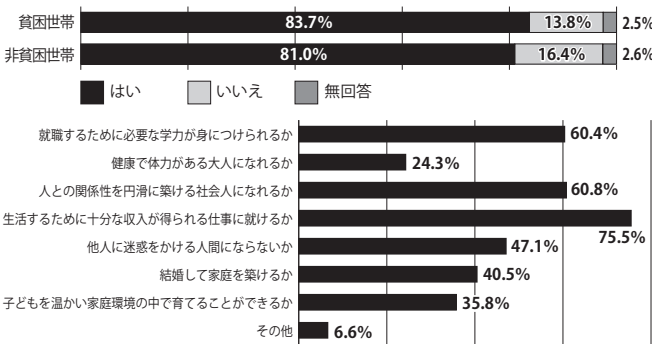
「子どもにお金がかかり困っていますか？」〔3-②〕



「子どもの学習が心配ですか？」〔3-③〕



「子どもが大人になるうえで心配に思うことはありますか？」〔4-①〕



◆「子どもの学習に関する心配ごと」では、学習機会の確保に関するものが多いのですが、現実には貧困世帯と非貧困世帯では、塾などに通える割合の格差が大きくなっています。以上の結果を踏まえ、秋田県では今後、貧困の状況にある子どもが地域において健全に育成される環境を整備するなど、子どもの貧困対策を総合的に推進していくこととします。

困りごとの内容(複数回答)は、「衣食住」(58.2%)が最も多く、次いで「部活やスポーツ少年団」(52.8%)、「修学旅行」(51.1%)や「教育費」(50.7%)の学校関係の経費、「こづかいやゲーム機、携帯電話」(41.5%)となっています。③子どもの学習に関する心配ごと「はい」と答えた世帯は、貧困世帯では56.4%、非貧困世帯では51.9%となっています。内訳は、「中学生がいる世帯」(71.6%)が最も多く、次いで「小学生がいる世帯」(63.2%)、高校生等がいる世帯(57.8%)となっています。心配なごとの内容(複数回答)は、中学生の場合、「塾に通わせたいがお金がない」(61.4%)が最も多く、次いで「勉強を見てあげることができない」(54.6%)、「同年齢の子どもに比べて学力が低い」(46.0%)、「勉強する習慣が身につけていない」(41.3%)となっています。

4子どもの将来について①子どもの将来に関する心配ごと「はい」と答えた世帯は、貧困世帯では83.7%、非貧困世帯では81.0%となっており、いずれも8割を超えています。心配なごとの内容は、「生活するために十分な収入が得られる仕事に就けるか」(75.5%)、「人との関係性を円滑に築ける社会人になれるか」(60.8%)、「就職するため必要な学力が身につけられるか」(60.4%)、

◆「子育てに関する心配ごと」で最も多いものは進学に関するものであり、なかでも高校や大学等への進学に際しての経済的な負担に関する不安が大きくなっています。

◆「子育てに要する経費に関する困りごと」では、学校生活に係る経費を除くと、衣食住やこづかい、ゲーム機・携帯電話といった経費に関するものが多くなっています。

◆「子どもの学習に関する心配ごと」では、学習機会の確保に関するものが多いのですが、現実には貧困世帯と非貧困世帯では、塾などに通える割合の格差が大きくなっています。

考察

4月から教育支援資金（教育支援費）の運用が一部変わります

国は「未来への投資を実現する経済対策（平成28年8月2日閣議決定）」を踏まえ、経済的な不安により進学を断念せざるを得ない子どもの進学を後押しする観点から、平成29年度進学者から独立行政法人日本学生支援機構が実施する無利子奨学金（第一種奨学金）の制度を拡充しました。

今回の制度拡充により、成績基準が実質的に撤廃されることから、低所得世帯の全ての生徒が無利子奨学金の貸与を受けられるようになります。

一方、無利子奨学金（第一種奨学金）の貸付対象とならない低所得世帯（住民税非課税相当世帯）については、本会が実施している生活福祉資金（教育支援資金）の他制度優先の原則から、これまで有利子奨学金（第二種奨学金）の利用が優先されてきました。

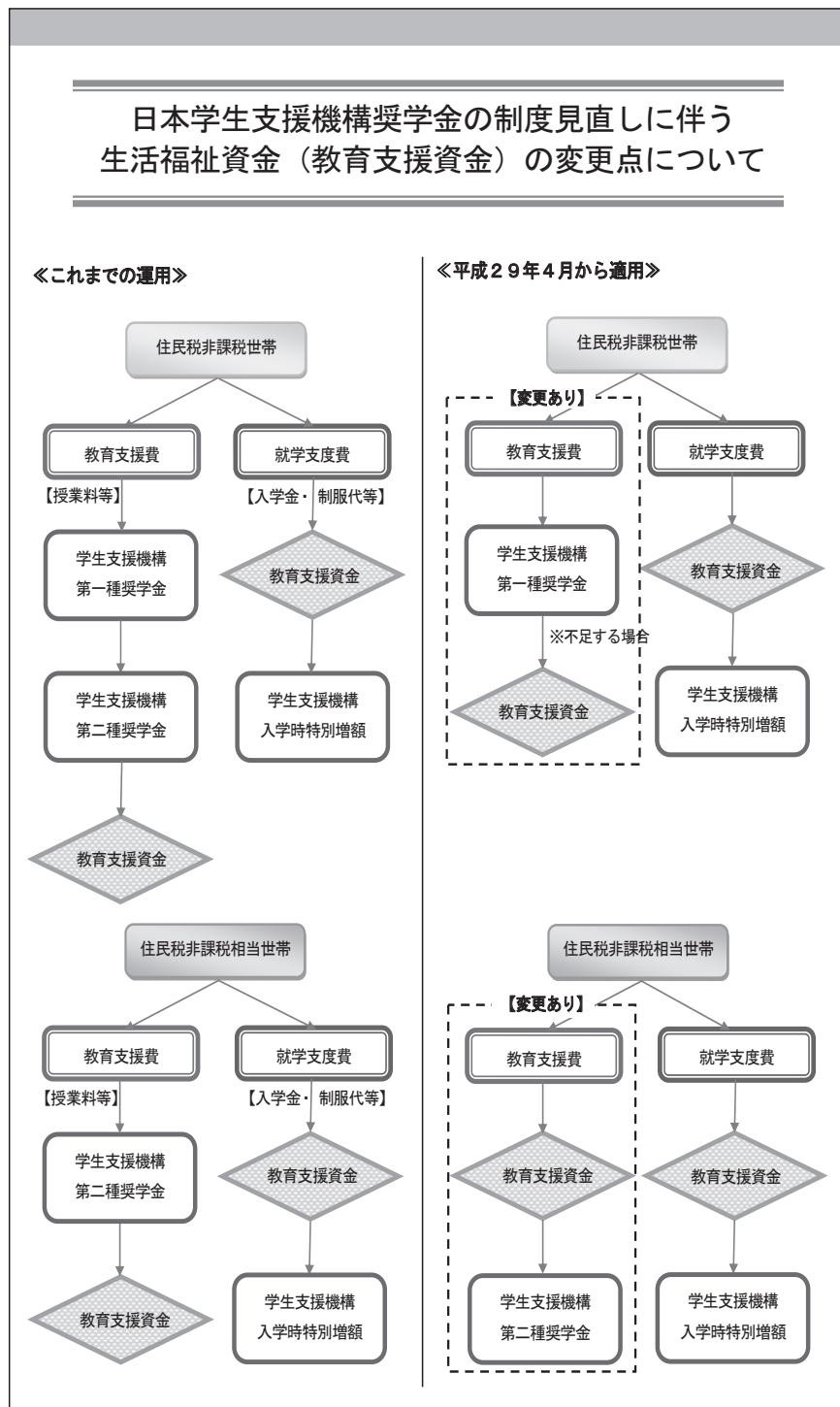
しかし、今回の制度改正に伴い、教育支援資金（教育支援費）を有利子奨学金（第二種奨学金）に優先し

て利用が可能となります。
この教育支援資金（教育支援費）運用の変更については、平成29年4月1日から適用となります。

※教育支援資金とは…本会が実施している低所得世帯に対して、学校教育法に定める学校（高等学校、高等専門学校、短期大学、大学、専修学校）に就学する際に必要な経費として教育支援費（授業料等）及び入学時に必要な経費として就学支度費（入学金・制服代等）を貸付ける制度で、金の対象になる低所得世帯。

※住民税非課税相当世帯とは…非課税世帯ではないため日本学生支援機構の無利子奨学金（第一種奨学金）の対象世帯ではないが、教育支援資金の対象になる低所得世帯。

相談・申込み窓口は、お住まいの市町村社会福祉協議会です。



平成29年度

福祉施設の事故・紛争円満解決のために

ホームページでも内容を紹介しています
http://www.fukushihoken.co.jp



社会福祉施設総合損害補償

しせつの損害補償

◆加入対象は、社協の会員である社会福祉法人等が運営する社会福祉施設です。

プラン 1 施設業務の補償 (賠償責任保険、動産総合保険)

① 基本補償(賠償・見舞費用)

保険期間 1年

▶保険金額		基本補償(A型)	見舞費用付補償(B型)
賠償事故に対応	対人賠償(1名・1事故)	2億円・10億円	2億円・10億円
	対物賠償(1事故)	2,000万円	2,000万円
	受託・管理財物賠償(期間中)	200万円	200万円
	うち現金補償限度額(期間中)	20万円	20万円
	人格権侵害(期間中)	1,000万円	1,000万円
	身体・財物の損壊を伴わない経済的損失(期間中)	1,000万円	1,000万円
お見舞い等の各種費用	事故対応特別費用(期間中)	500万円	500万円
	被害者対応費用(1名につき)	死亡 10万円 後遺障害 0.3~10万円 入院時 3万円 通院時 1万円 (1事故で10万円限度)	死亡 10万円 後遺障害 0.3~10万円 入院時 3万円 通院時 1万円 (1事故で10万円限度)
	傷害見舞費用		死亡時 100万円 入院時 1.5~7万円 通院時 1~3.5万円

▶年額保険料(掛金)	
定員	基本補償(A型)
1~50名	35,000~61,460円
51~100名	68,270~97,000円
以降1名~10名増ごと	1,500円

基本補償(A型) 保険料	+	【見舞費用加算】 定員1名あたり 入所: 1,300円 通所: 1,390円
--------------	---	---

- オプション1 ● 訪問・相談等サービス補償
- オプション2 ● 医務室の医療事故補償
- オプション3 ● 看護師の賠償責任補償(新設)
- 借用不動産賠償事故補償

② 個人情報漏えい対応補償 ③ 施設の什器・備品損害補償

プラン 2 施設利用者の補償 (普通傷害保険)

① 入所型施設利用者の傷害事故補償 ② 通所型施設利用者の傷害事故補償

(10口まで加入できます)

保険期間 1年、職種別 A 級

▶保険金額	1口あたりの補償額
死亡保険金	100万円
後遺障害保険金	程度に応じて死亡保険金額の4~100%
入院保険金(1日あたり)	800円
手術保険金	入院中の手術: 入院保険金日額の10倍 外来の手術: 入院保険金日額の5倍
通院保険金(1日あたり)	500円

▶年額保険料(掛金)	定員1人1口あたり
①入所型施設利用者	1,310円
②通所型施設利用者	990円

③ 施設送迎車搭乗中の傷害事故補償
施設送迎車に搭乗中のケガに対し、プラン2-①、②の傷害保険や自動車保険などとは関係なく補償

プラン 3 施設職員の補償 (労働災害総合保険、普通傷害保険、約定履行費用保険)

② 施設職員の傷害事故補償 (10口まで加入できます)

保険期間 1年、職種別 A 級

▶保険金額	1口あたりの補償額
死亡保険金	140万円
後遺障害保険金	程度に応じて死亡保険金額の4~100%
入院保険金(1日あたり)	1,500円
手術保険金	入院中の手術: 入院保険金日額の10倍 外来の手術: 入院保険金日額の5倍
通院保険金(1日あたり)	600円

▶年額保険料(掛金)	定員1人1口あたり
施設役員・職員の1名1口あたり	3円(1日あたり) 780円(年間: 週5日勤務の場合)

- ① 施設職員の労災上乗せ補償
● オプション: 使用者賠償責任補償
- ③ 施設職員の感染症罹患事故補償

プラン 4 社会福祉法人役員等の補償 (賠償責任保険)

社会福祉法人役員等の賠償責任補償(改定)

保険期間 1年

▶補償金額	A型	B型	C型
賠償責任	5,000万円	1億円	3億円

●この保険は全国社会福祉協議会が損害保険会社と一括して締結する団体契約(「賠償責任保険」「普通傷害保険」「労働災害総合保険」「約定履行費用保険」「動産総合保険」)です。

●このご案内は概要を説明したものです。詳しい内容のお問い合わせは下記までお願いします。●

団体契約者 ▶ 社会福祉法人 全国社会福祉協議会

取扱代理店 ▶ 株式会社 福祉保険サービス

〈引受幹事 保険会社〉 損害保険ジャパン日本興亜株式会社 医療・福祉開発部 第二課
TEL: 03(3349)5137
受付時間: 平日の9:00~17:00(土日・祝日、12/31~1/3を除きます。)

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F
TEL: 03(3581)4667 FAX: 03(3581)4763